

公益社団法人愛知県理学療法士会 役員の報酬等及び費用に関する規程【新旧対照表】

新（規程案）	旧（現行）
<p>（目的及び意義）</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人愛知県理学療法士会の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。</p> <p>（定義等）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 役員とは、理事及び監事をいう。</p> <p>(2) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。</p> <p>(3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。</p> <p>(4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。</p> <p>（報酬等の支給）</p> <p>第3条 当法人は、役員の職務執行の対価として報酬等を支給しない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、非常勤役員に対して、会議への参加、研修会その他の事業の運営等における職務執行の対価として会議日当を支給することが</u></p>	<p>（目的及び意義）</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人愛知県理学療法士会の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。</p> <p>（定義等）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 役員とは、理事及び監事をいう。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。</p> <p>（報酬等の支給）</p> <p>第3条 当法人は、役員の職務執行の対価として報酬等を支給しない。</p> <p>【新設】</p>

<p>できる。ただし、出席を伴うものに限る。</p> <p><u>3 前項に規定する会議日当については、非常勤役員1人につき1日当たり5,000円（手取り）を上限とし、別に定める会議日当に関する規程に準じて支給する。</u></p> <p>（謝 金）</p> <p>第4条 役員が講師として講演や実技指導等を委嘱されたときは、別に定める講師料に関する規定に基づき謝金を支給する。</p> <p>（費 用）</p> <p>第5条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。</p> <p>（改 廃）</p> <p>第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。</p> <p>（補 則）</p> <p>第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。</p> <p><u>改正後の規程は、平成26年6月1日から施行する。</u></p>	<p>【新設】</p> <p>（謝 金）</p> <p>第4条 役員が講師として講演や実技指導等を委嘱されたときは、別に定める講師料に関する規定に基づき謝金を支給する。</p> <p>（費 用）</p> <p>第5条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。</p> <p>（改 廃）</p> <p>第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。</p> <p>【新設】</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。</p>
---	---

1. 改正後の役員の報酬等及び費用に関する規程案については、理事会及び総会の承認を経た後、行政庁（愛知県）に速やかに提出をする。
2. 事後に行政庁（愛知県）より本規程案について、本文の趣旨に反しない軽微な修正を求められた場合には、その修正については、代表理事に一任する。